

宇和島地区 権利擁護センター

ピット

人生をともに…



R56

ページ

センターの紹介と相談の流れ	1～4 ページ
成年後見制度（法定後見）	5～6 ページ
福祉サービス利用援助事業	7～8 ページ
将来の不安に備えるサービス	9 ページ
相談窓口の紹介	10 ページ

[このセンターは、宇和島市・松野町・鬼北町・愛南町を対象としています]

【 宇和島地区権利擁護センターの紹介 】



権利擁護センターとは？

権利擁護センターは、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方が住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らすことができるよう支援をすることを目的にしています。

成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づいて設置された公的な機関（※）です。

※宇和島市・松野町・鬼北町・愛南町が共同して、宇和島市社会福祉協議会に運営を委託しています。



権利擁護センターの事業内容は？

①権利擁護に関する相談及び制度の利用支援

成年後見制度や福祉サービス利用援助事業に関する相談に応じるとともに、制度等の利用を必要とする人が適切に利用できるよう、手続き方法や申立・契約等に関するサポートを行います。

②成年後見制度に関する広報及び啓発

成年後見制度に関する情報発信、セミナーの開催など、メリットが実感できる制度として、早期利用につながるよう広く周知・啓発を行います。

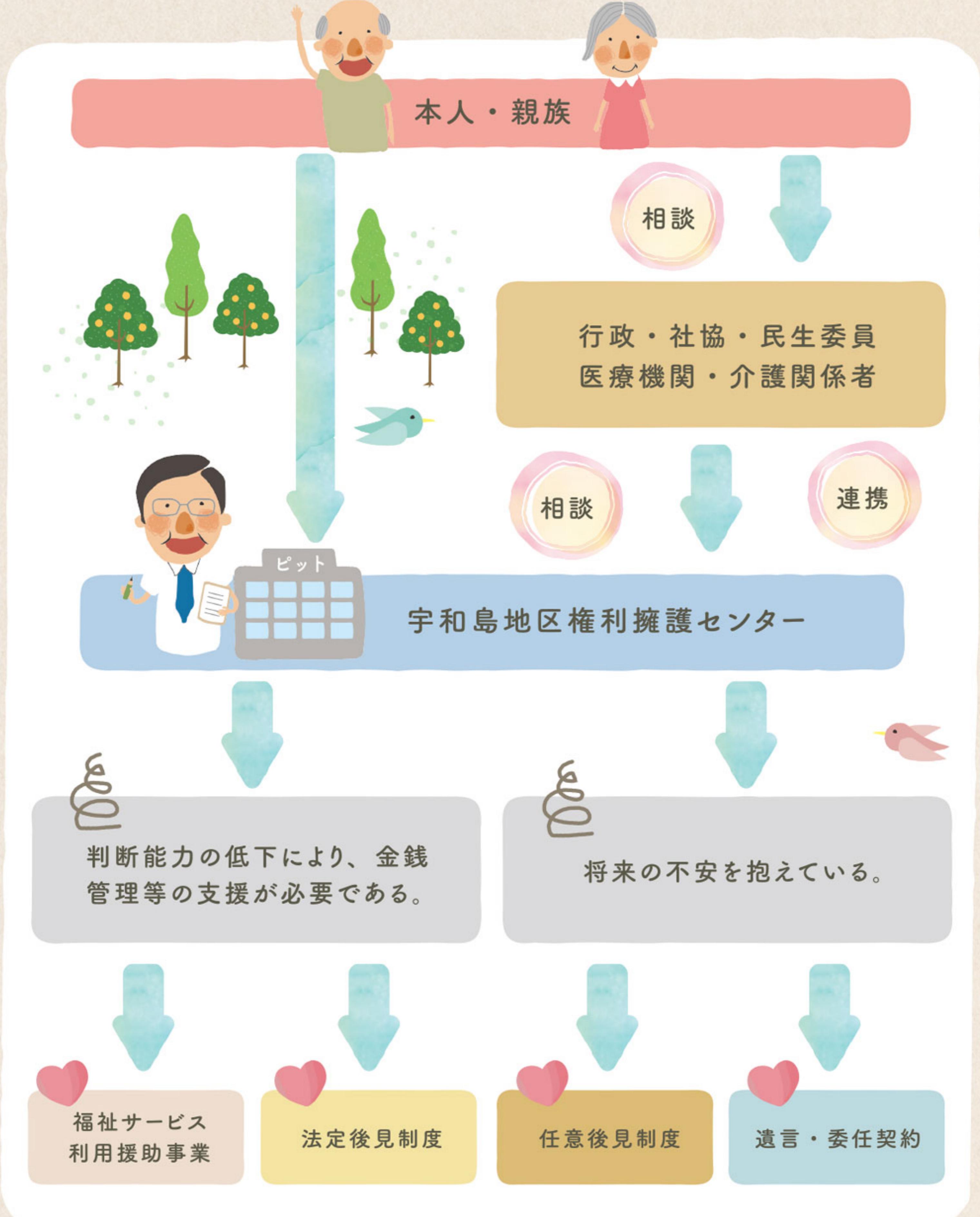
③後見人等支援

後見人等の日常の活動に対して、相談や助言を行うとともに、家庭裁判所への報告書の作成支援などを行います。

④権利擁護支援に関わる関係機関等との連携

成年後見制度や権利擁護等に関わる関係機関と連携して、相談会やセミナーを開催します。また、権利擁護に関するネットワークづくりなど体制づくりを行い、本人にとってよりよい支援につなげます。

【 宇和島地区権利擁護センターの相談と流れ 】



【 サービス利用の流れ 】



お困りごと

- 入所施設や福祉サービスの契約をするのが難しい。
- 認知症等により金銭管理ができない。悪質商法など心配。
- 不動産の処分や売買、遺産分割などがない。



利用できる制度

成年後見制度（法定後見）

認知症や知的障がいなどにより、判断能力が不十分な方が生活をする上で不利益とならないよう、「成年後見人等」が本人の代わりに適切な財産管理や契約行為の支援を行うための制度です。

P5へ

- 福祉サービスの利用契約など一人では不安。
- 生活費を計画的に使えない。
- 公共料金など支払いを忘れる。



福祉サービス利用援助事業 (日常生活自立支援事業)

生活支援員が定期的に訪問して、福祉サービスを利用するための支援や、日常的な金銭管理の支援を行います。

P7へ

- 認知症になった時が心配。
- 独り身で子どもや身寄りがない。



成年後見制度（任意後見）

ご本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめご本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代りにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

P9へ

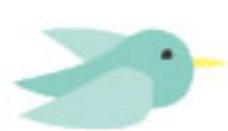
判断能力の程度

問題ない

不十分

著しく不十分

常に欠けている



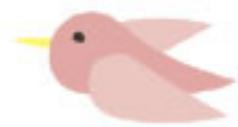
補助

保佐

後見



判断能力の程度により、補助・保佐・後見の類型に分けられ、同意権や取消権、代理権などの権限が与えられた後見人等が法的に支援します。



本人との利用契約

成年後見制度に移行

担当の生活支援員が定期的に訪問して、福祉サービスの利用相談や日常的な金銭管理を支援します。

任意後見契約締結

任意後見開始

本人の判断能力が低下した場合は、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて、任意後見契約の効力が生じます。契約した内容に基づき支援します。

委任契約をあわせてさらに安心！

(見守り契約、財産管理委任契約、死後事務委任契約)

成年後見制度（法定後見）

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、福祉サービスや施設入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあう恐れもあります。このような判断能力が十分でない方々を保護し、支援する制度です。

- 本人の判断能力の程度に応じて「補助」「保佐」「後見」の3つの類型に分けられます。

類型	程度	状況
補助	判断能力が不十分	物忘れは多いが自覚がある 意思疎通は十分可能 契約書類などの理解は困難
保佐	判断能力が著しく不十分	自覚しない物忘れがある 日常の買い物くらいはできる 意思疎通は困難を伴う
後見	判断能力が常に欠けている	日常的な買い物もできない 会話が成り立たず意思疎通は不能

- 後見人等の役割

※後見人等は、親族の他、弁護士、司法書士、社会福祉士、法人などから選任されます。

財産管理

本人のお金の管理、不動産の処分、相続の手続き、重要な消費契約、悪質な契約の取り消しなど。

身上保護

本人の健康管理、環境等に配慮してご本人の気持ちや生活の様子を考え必要な福祉サービス等の契約、支援者との連携による方針の決定など。

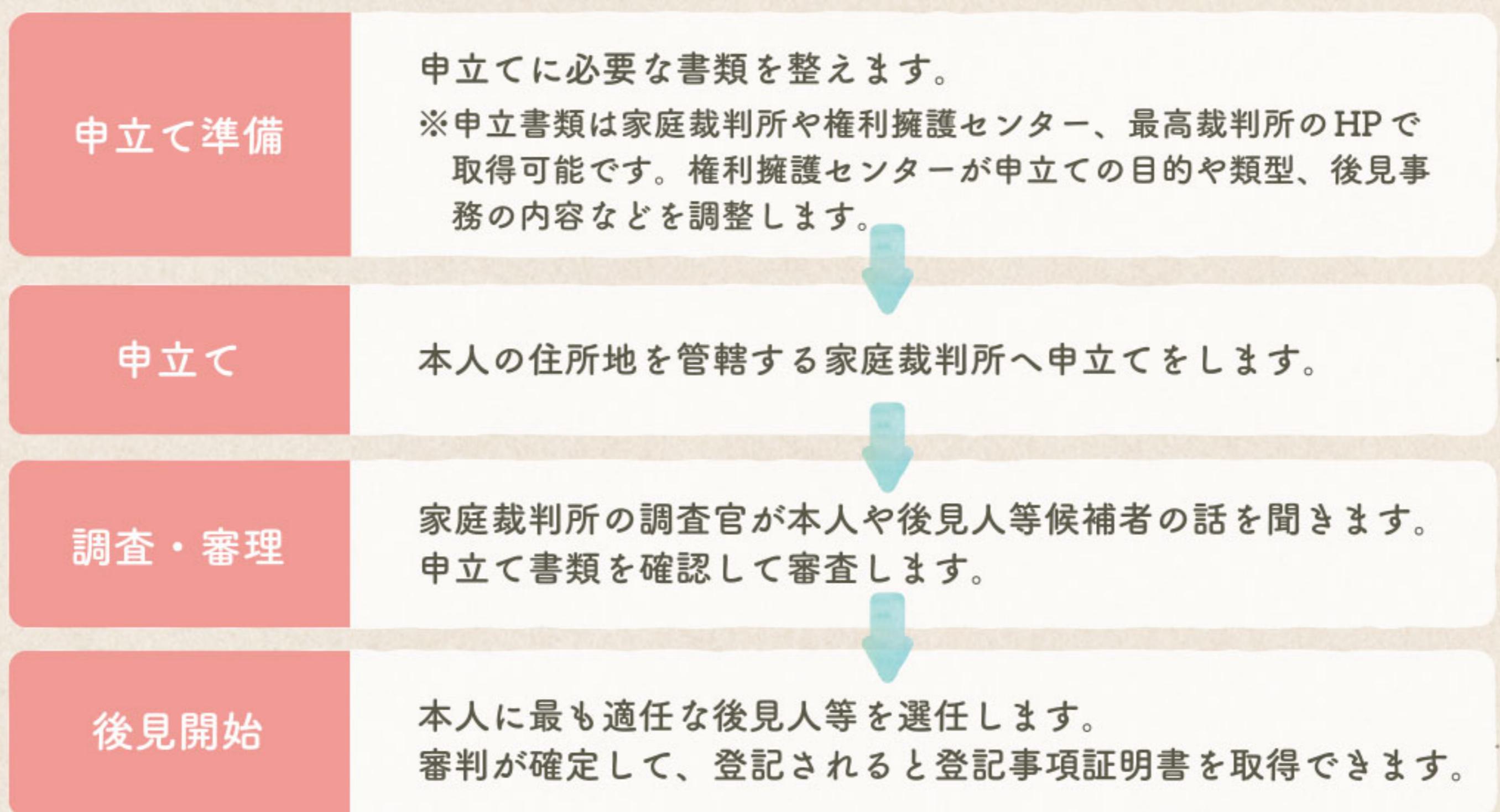
家庭裁判所への報告

本人の状況や後見活動について家庭裁判所に報告。

※「医療行為への同意」「身元保証人になること」はできません。

★権利擁護センターが「申立て支援」や「後見人等に選任された方へのサポート」などをさせていただきます。

● 申立て手続きの流れ

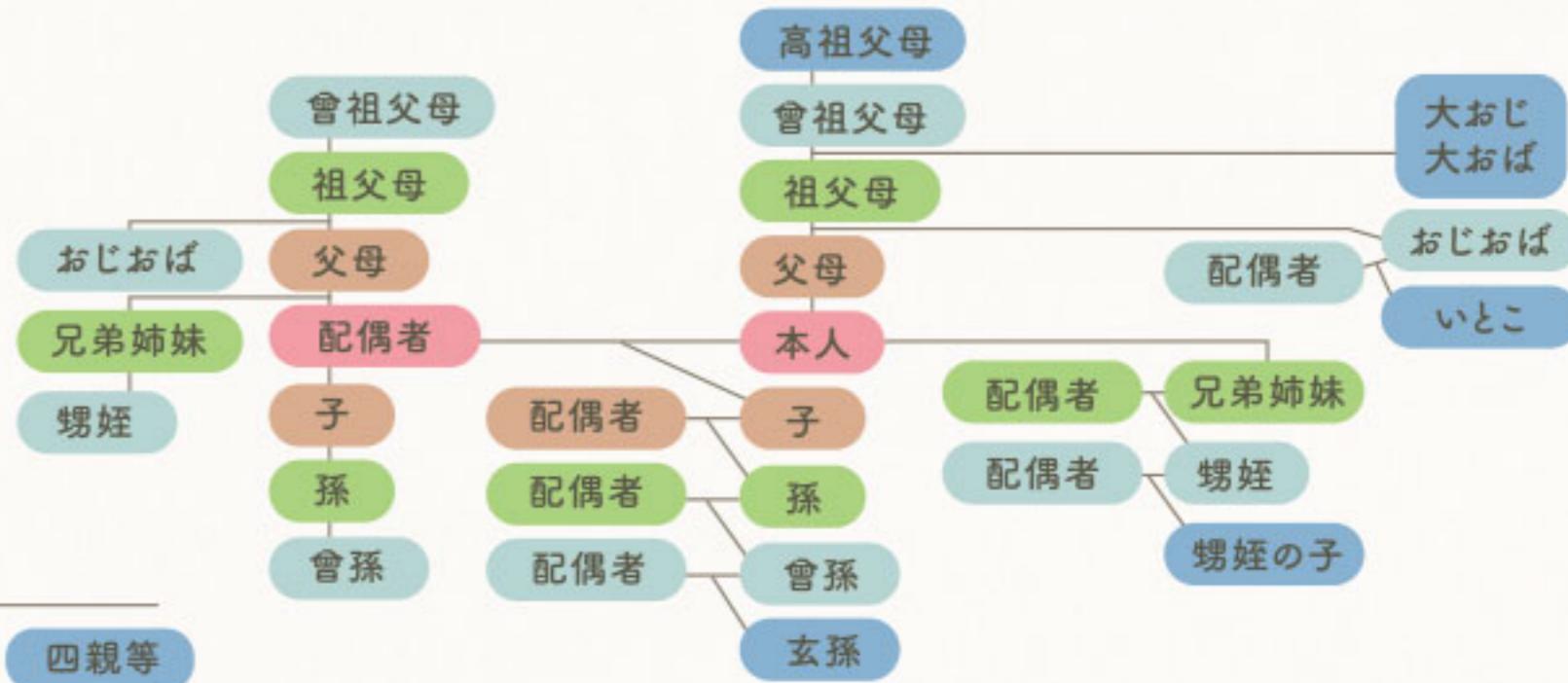


● 申立てできる方

本人の他に配偶者や四親等内の親族が申立てることができます。
本人に判断能力が無く、四親等内の親族もいない場合は市町村長の申立てができます。

四親等の親族の範囲

一親等 二親等 三親等 四親等



● 申立てにかかる書類と費用(目安)

申立手数料(収入印紙) 800円 登記手数料(収入印紙) 2,600円

郵便切手 4,000円程度

- その他、戸籍謄本、住民票、登記されていないことの証明書、診断書などの書類入手するための費用などがかかります。
- 家庭裁判所が医師による鑑定が必要と認めた場合に鑑定料がかかります。(3~10万円)
- 申立手数料(収入印紙)は、申立内容や類型によって異なります。

● 後見人等の報酬

- 報酬は、本人の財産状況や事務の内容に応じて家庭裁判所が決定します。

福祉サービス利用援助事業

福祉サービスは、自分自身が福祉サービスを選択し契約を結んで利用しますが、判断能力に不安のある方は、どのような福祉サービスがあるのか、どのようにすれば福祉サービスを利用できるのかなど、様々な場面で判断に迷い、適切にサービスを受けられない場合があります。そのような方々が出来る限り地域で安心して自立した生活を送れるようにお手伝いする事業です。

利用できる方

- ①認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など。
- ②この事業の利用が日常生活の役に立つと思われ、本人が利用を希望する方。
- ③契約を結ぶこと、利用料がかかるご理解いただける方。



サービスの内容

①福祉サービスの利用援助

- ・福祉サービスの情報提供や、利用手続きのお手伝いをします。
- ・ご本人が利用されている福祉サービスが適切に行われているか確認したり、福祉サービスに関する苦情解決のお手伝いをします。

②日常的金銭管理サービス

- ・日常生活に使う預貯金の出し入れをします。
- ・公共料金、福祉サービスの利用料等の支払いをします。



③書類等のお預かり

- ・印鑑や通帳等をお預かりします。
- ・必要に応じて金融機関の貸金庫を利用して保管します。



❤ 利用料

- ・1時間までは1,000円です。(1時間を超える場合は30分ごとに500円加算します)
- ・生活保護を受けている方は無料です。

※交通費を実費程度負担頂く場合があります。

※銀行の貸金庫を使って保管サービスを行う場合は、別途保管料をいただきます。

❤ 利用までの流れ

①相談

お近くの社会福祉協議会へご相談ください。

②訪問

担当の専門員が訪問し、お話を伺います。

④契約

ご本人と社会福祉協議会が契約を結びます。

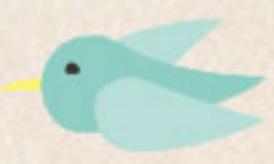
③支援計画の策定

ご本人の利用意思を確認し、支援計画を作ります。

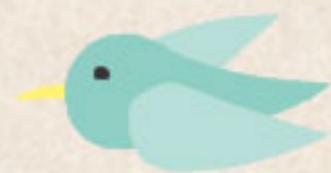
⑤利用開始

支援計画に基づいて、生活支援員がお手伝いします。





将来の不安に備えるサービス



成年後見制度（任意後見）



将来、判断能力が低下した時に、あらかじめ自分に代わって財産管理や必要な契約手続きなどを任せたい人（任意後見人）を決めておく制度です。

頼みたいことを細かく相談して決めることができます。公証役場で任意後見人になる方と契約します。判断能力が低下したときに家庭裁判所で手続きをした上で、支援が開始されます。



委任契約



任意後見契約の効力が発生するまでの期間や死後については、サポートがない状況になります。そのような任意後見契約だけではカバーしきれない期間のサポート体制を整えるため、「見守り契約」「財産管理委任契約」「死後事務委任契約」の一部または全部を利用することにより万全の準備をすることができます。



遺言



大切な人へ贈る最後の手紙となります。相続をめぐるトラブルにより、仲の良かった親族関係が悪くなることを予防するため遺言書を作成しておくと安心です。

遺言書には「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」の二種類があります。遺言内容を確実に実現させることができる「公正証書遺言」を公証役場で作成することをおすすめします。「自筆証書遺言」の保管は、法務局の保管サービスを利用することもできます。



出前講座



地域の方々や関係団体を対象に、成年後見制度をはじめとした、権利擁護に関する制度や仕組みなど暮らしに役立つ情報をお届けする出前講座を行います。

テーマはご相談に応じます。派遣に要する謝礼及び交通費等は無料ですので、地域の勉強会や研修会などにご活用ください。

テーマ例：「成年後見制度の理解」、「老活のすすめ」など

成年後見制度に関する相談機関のご案内

～お近くの窓口までご相談ください～

項目	窓口	所在地	電話番号
行政	宇和島市役所 くらしの相談窓口	宇和島市曙町1番地	0895-49-7109
	宇和島市 地域包括支援センター	宇和島市曙町1番地	0895-49-7019
	鬼北町役場 地域包括支援センター	北宇和郡鬼北町大字近永 800番地1	0895-45-1111
	松野町役場 地域包括支援センター	北宇和郡松野町大字松丸 343	0895-42-1933
	愛南町役場 地域包括支援センター	南宇和郡愛南町城辺甲 2420番地	0895-72-7325
社会福祉協議会	宇和島市社会福祉協議会	宇和島市住吉町1丁目 6番16号	0895-23-3711
	鬼北町社会福祉協議会	北宇和郡鬼北町大字近永 782番地	0895-45-3709
	松野町社会福祉協議会	北宇和郡松野町大字松丸 1661-13	0895-42-0794
	愛南町社会福祉協議会	南宇和郡愛南町御荘菊川 1157番地	0895-73-7777
その他の機関	松山家庭裁判所宇和島支部	宇和島市鶴島町8-16	0895-22-4466
	松山家庭裁判所愛南出張所	南宇和郡愛南町城辺甲3827	0895-72-0044
	宇和島公証役場	宇和島市新町1丁目3-19	0895-25-2292
	(一社)愛媛県社会福祉士会 権利擁護センターぱあとな 愛媛	松山市樽味2丁目2-3 ラ・マドレーヌビル2F	089-948-8031
	(公社)成年後見センター・ リーガルサポートえひめ支部	松山市南江戸1丁目4番14号 愛媛県司法書士会合同会館	089-941-8065

宇和島地区権利擁護センター「ピット」

受付時間 月曜日～金曜日(祝日・年末年始除く)
午前8時30分～午後5時15分

住所 〒798-0003 愛媛県宇和島市住吉町1丁目6番16号

電話 (0895)28-6033

FAX (0895)24-7889

E-mail fukushi.wel@uwajima-shakyo.or.jp

愛称「ピット」について

自動車レースなどでは、燃料補給や修理を行う整備所という意味をもつ「ピット」。長い人生の中で生じた問題や将来への不安をお聴きし、解決方法と一緒に考えたり、その人らしく歩む力を補給できる場所でありたい。お一人おひとりの気持ちに“ピット”共鳴できる専門機関であり続けたい。そんな思いを込めています。

- ・西予市方面より、宇和島朝日ICおりてすぐ
- ・津島方面より、宇和島坂下津ICおりて約5分
- ・JR宇和島駅から徒歩約15分



社会福祉法人 宇和島市社会福祉協議会

〒798-0003 愛媛県宇和島市住吉町1丁目6番16号
TEL (0895)23-3711 / FAX (0895)24-7889
<https://www.uwajima-shakyo.or.jp/>

※当パンフレットに掲載されている画像等の無断転載はご遠慮ください。



facebook



ホームページ